事務局体制等の変更について

1 趣旨

国の補助制度の改正に伴い、令和7年度から法定協議会がフィーダー系統補助金の交付申請者及び交付対象者となり、協議会の事業規模が拡大するため、より適正な事務執行を図る観点から、下記のとおり事務局体制等の変更について会長と相談しながら今後検討を進めることとしたい。

これまでは、交通事業者が直接、補助の交付を受けることも選択可能であったが、現在は、経過措置期間中であり、令和7年度からは完全移行となる。

当会議においては、既に令和4年度から南郷コミュニティタクシーに係るフィーダー系統補助の受入 先となっているところであるが、今回の法改正を受け、八戸圏域地域公共交通活性化協議会とも整合性 を図りながら、変更を検討するもの。

なお、事務局体制の変更に伴い、事務局と構成員が重複しないよう、構成員についても変更することとしたい。

2 変更方針(案)

	現体制	新体制
構成員	政策推進課長	総合政策部長
		(または総合政策部次長) ※
事務局長	交通政策G L	政策推進課長
事務局次長	担当職員	交通政策GL

[※]総合政策部次長が政策推進課長と兼務でない場合は総合政策部次長

3 変更時期について

令和6年4月1日から

【参考】

八戸市地域公共交通会議設置要綱 関係箇所抜粋

(会議の構成員)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 八戸市長が指名する職員

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。